

## 熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する 規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

(提案理由)

熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

（委任）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

(3)～(25) (略)

2 (略)

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

### 2 制定の必要性

熊本県立ゆうあい中学校の新設に伴い、関係規定を整備する必要がある。

### 3 内容

- (1) 熊本県立ゆうあい中学校の通学区域は、当該生徒の生活の本拠をもって定めるところとする。（第3条関係）
- (2) この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立中学校の通学区域に関する規則（平成20年熊本県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、熊本県立ゆうあい中学校の通学区域は、当該生徒の生活の本拠をもって定めるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県立中学校の通学区域に関する規則(平成20年熊本県教育委員会規則第15号)新旧対照表

旧	新
<p>(目的) 第1条 この規則は、熊本県立中学校の通学区域に関する事項を定めることを目的とする。 (通学区域) 第2条 熊本県立中学校の通学区域は、県下全域とする。 第3条 通学区域は、保護者の生活の本拠をもって定めるものとする。 _____ _____</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、熊本県立中学校の通学区域に関する事項を定めることを目的とする。 (通学区域) 第2条 熊本県立中学校の通学区域は、県下全域とする。 第3条 通学区域は、保護者の生活の本拠をもって定めるものとする。<u>ただし、熊本県立ゆうあい中学校の通学区域は、当該生徒の生活の本拠をもって定めるものとする。</u></p>

【参考】令和6年4月1日施行

第4条 第2条の規定にかかわらず、必要がある場合には、特例を設けることができる。